

## 本県取組と川崎市「域外貢献量算定ガイドライン」との比較

### 1. 構成

滋賀県の間とりまとめ、川崎市域外貢献量算定ガイドラインの目次を次に示す。構成としては、背景や目的、貢献量の定義や算定の全体のフロー、算定にあたっての論点が記載されており、大きな構成としては同様の構成となっている。

＜滋賀県 中間とりまとめ 目次＞	＜川崎市ガイドライン 目次＞
1. はじめに	1 はじめに
1.1. 背景	1.1 ガイドライン策定の目的
1.2. 検討内容	1.2 ガイドラインの構成について
1.2.1. 貢献量評価手法の検討フロー	1.3 ガイドラインの適用範囲
1.2.2. 平成 23 年度の検討内容	1.4 ガイドラインの位置付けと活用の場面
1.3. 検討体制	<b>2 域外貢献の定義</b>
<b>2. 製品等を通じた貢献量評価手法の考え方</b>	<b>3 域外貢献の定量化の考え方</b>
2.1. 製品等を通じた貢献量評価の目的	3.1 域外貢献の定量化の基本的な考え方
2.2. 貢献量評価の基本的考え方	3.2 域外貢献活動の類型化
2.2.1. 貢献量の定義	<b>4 域外貢献量の算定方法の概要</b>
2.2.2. 貢献量評価の実施の流れ	<b>5 域外貢献量の算定方法</b>
2.3. 貢献量評価に係る主要な論点について	5.1 製品 1 単位あたりのライフサイクル評価
2.3.1. 事業活動の種類	5.1.1 評価対象製品・技術等の設定
2.3.2. 効果発現製品等の種類	5.1.2 機能単位の設定
2.3.3. ベースラインの設定	5.1.3 比較対象製品・技術等の設定
2.3.4. 製品の使用先の範囲	5.1.4 評価バウンダリの設定
2.3.5. 評価する時間軸	5.1.5 データの収集
2.3.6. 評価する活動範囲	5.2 川崎市内の事業者による貢献度（削減寄与率）
2.3.7. 評価する製品等の範囲	5.3 当該製品の川崎市域外への普及量
2.3.8. 電力等の排出原単位（排出係数）等の算定条件	5.3.1 普及量計上時期及び普及量の範囲
2.3.9. 部品・素材の貢献量評価	5.3.2 控除すべき川崎市内普及量の把握
2.3.10. 主要な論点のまとめ	<b>6 参考</b>
2.4. 貢献量評価の算定例	6.1 用語解説
<b>3. 今後の検討の進め方について</b>	6.2 国際動向等
3.1. 貢献量評価のモデル実施	6.2.1 GHG Protocol Scope3 基準
3.2. 製品等を通じた貢献量評価に必要なとなる情報の整理	6.2.2 GHG Protocol Product 基準
	6.2.3 サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン
	6.2.4 その他事例

## 2. 定義・論点の比較

滋賀県の間とりまとめ、川崎市域外貢献量算定ガイドラインにおける貢献量の定義と論点の比較を次に示す。

### <貢献量の定義の比較>

滋賀県
「県内事業所の活動が生み出した製品・技術やサービスが使用されることにより、当該製品等が生産されなかった場合に比べて社会全体で削減された温室効果ガス排出量」
川崎市
「川崎市内の事業者等における優れた製品・技術・研究開発などによる GHG の削減のうち、原料調達から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体を考慮し、従来の製品・技術等と比較して削減に寄与するものであって、かつ、川崎市域外の削減に貢献するものをいう。」

### <主要な論点の比較>

表1. 滋賀県間とりまとめにおける主要な論点の比較

論点	滋賀県	川崎市	備考 (差異点等)
1. 事業活動の種類	・ 製造業が基本 ・ ①生産、②研究開発、 ③生産プロセス技術の確立を対象	・ 研究開発、ものづくり(素材・部材)、ものづくり(最終製品)、エネルギー供給、その他【3.2】	川崎市では、製造業の他、市外へのエネルギー供給も対象としている。
2. 評価対象の効果発現製品等の種類	創エネ製品、省エネ製品、エネルギー管理製品、その他	①研究開発が実用化されたもの、②素材・部材又は最終製品、③市外へのエネルギー供給【5.1.1】	対象製品を特に限定していない点は同様。

論点	滋賀県	川崎市	備考 (差異点等)
3. ベースラインの設定	①標準的な製品、②過去の製品、③製品が代替する従前の状態、の3つの考え方から任意に選択。	(研究開発・ものづくりに関して) <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象が新たな製品・技術等の場合、当該製品・技術等がなかった場合を仮定した上で比較対象を特定</li> <li>・現存する製品の平均的な効率の採用が望ましい。</li> <li>・比較対象が極端に古い場合は、根拠を明確に提示することが必要</li> <li>・比較対象は定期的に見直しが必要。</li> </ul> <b>【5.1.3】</b>	川崎市の場合は、考え方として①標準的な製品>②過去の製品の優先順位が示されていると考えられる。
4. 製品の使用先の範囲	国内および国外が基本	川崎市域外のみ <b>【2, 5.3.2】</b>	川崎市では、市内普及量を控除することとなっている。
5. 評価する時間軸	評価対象年の生産品の生涯に渡る効果	評価対象年の生産品の生涯に渡る効果（エネルギー供給は単年度） <b>【5.1.2】</b>	同様の考え方
6. 評価する活動範囲	・製品のライフサイクル全体（比較対象とプロセスが大きく異なる段階、ライフサイクルで排出量が小さい段階は除外可）	・製品のライフサイクル全体（市内の排出は除外、比較対象と排出量が変わらない段階は除外可） <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルされる場合のバウンダリの考え方が記載されている。</li> </ul> <b>【5.1.4】</b>	・ライフサイクルを基本とする考え方は同様。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市では市内の排出は対象としない。</li> </ul>
7. 評価する製品等の範囲	評価する製品等の範囲について考え方の優先順位を提示。	特に記載なし	
8. 電力原単位等の排出係数の取り扱い	事業者の任意 ※今後、検討予定	算定を行う時点における最新の排出原単位を全期間に適用する。 <b>【5.1.2】</b>	

論点	滋賀県	川崎市	備考 (差異点等)
9.部品・素材の貢献量評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部品・素材の寄与の算出が困難な場合は効果発現製品の貢献量の把握に留める。</li> <li>・寄与の算出の考え方として①技術的特性より算定、②指標で分配を提示。</li> </ul>	削減寄与率による配分を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発・・・自社内で適切な比率が設定できる場合は設定。困難な場合は、川崎市産業連関表より設定。</li> <li>・素材加工・製品加工・・・評価対象製品を用いない最終製品の実測データ、または技術情報により寄与を把握。いずれも無理な場合は産連表を用いた寄与率算定（例を記載）【5.2】</li> </ul>	川崎市では、寄与度の把握を基本として、設定方法の優先順位が示されている。

【 】は川崎市ガイドラインの該当箇所

#### <その他>

滋賀県の間とりまとめでは記載していなかったが、川崎市ガイドラインで扱われている内容として、主に次の3点が挙げられる。

#### ・域外貢献に期待される要素【2】

川崎市ガイドラインでは、期待される要素として、①追加性、②独自性、③先進性の3点を挙げている。

#### ・機能単位の考え方【5.1.2】

削減量を算定する際の基準（比較対象と同一の基準に基づいていることを保証する）として、機能単位を設定することが算定フローの一段階として位置づけられている。

#### ・データ収集の優先順位【5.1.5】

データ収集について、一次データ（対象製品・技術等のライフサイクル固有のデータ）と二次データ（対象製品・技術等のライフサイクル固有ではないデータ）について記載されている。また、二次データについては、情報源とその活用の優先順位が示されている。また、データの出典とその入手方法を選択した理由について明確に示すこととなっている。  
※一次データや二次データ等の考え方はSCOPE3においても示されている。